

西区人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、西区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、西区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 区等の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関する事
- (2) 区等における職員に対する人権研修の取組みに関する事
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関する事
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関する事
- (5) その他委員長が必要と認める事項に関する事

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

西区人権行政推進委員会名簿

役職名	補職・担当名
委員長	西区長
副委員長	西区副区長
委員	総務課長
〃	事業調整担当課長
〃	教育担当課長
〃	地域支援課長
〃	安全安心担当課長
〃	窓口サービス課長
〃	保健福祉課長
〃	保健担当課長
〃	保健主幹
〃	子育て支援担当課長